

平成 27 年 9 月 17 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時 0 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	岩 井 虎 男
企画財政課長	増 田 廣 樹
税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 参 事	竹 内 伸 二

健康福祉課長	山本政人
環境安全課長	荒川仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜村大
農林水産課長	松田正剛
まち整備課長	細川一元
富来病院事務長	北富美夫
会計管理者(会計課長)	谷場可一
学校教育課長	寺澤俊彦
生涯学習課長	平井清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	安田朗
議会事務局参事	村井直

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 町長提出 議案第 59 号ないし第 71 号及び第 74 号ないし第 76 号、  
認定第 1 号ないし第 12 号並びに請願第 3 号及び第 4 号 (委員長報告、  
質疑、討論、採決)
- 日程第 3 町長追加提出 議案第 77 号ないし第 79 号及び同意第 2 号 (提案理  
由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第 4 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の閉会中の継続  
審査の件

(追加議事日程)

- 追加日程第 1 委員会提出 発委第 3 号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)

---

( 開 議 )

**越後敏明議長** ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、こ  
れより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第 1 諸般の報告

**越後敏明議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 2 議案第 59 号ないし第 71 号及び第 74 号ないし第 76 号、認定第 1 号ないし第 12 号並びに請願第 3 号及び第 4 号

**越後敏明議長** 次に、町長提出 議案第 59 号ないし第 71 号及び第 74 号ないし第 76 号、認定第 1 号ないし第 12 号、並びに請願第 3 号及び第 4 号を一括して議題とします。

以上の案件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 田中正文君。

**田中正文総務建設常任委員長** はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長をいたします。平成 27 年第 3 回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案 6 件、請願 1 件について、11 日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第 67 号 志賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、マイナンバー制度の施行に伴い、本町が保有する特定個人情報について、法律の趣旨を踏まえた取り扱いを定めるため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、マイナンバー制度の概要及び本町の個人情報保護審査会について質問がなされ、副町長及び担当課から詳細な説明を受けております。

議案第 70 号 志賀町地域振興拠点施設条例の一部を改正する条例については、アクアパーク シ・オンに、RVパーク、いわゆるRV車及びキャンピングカー専用の駐車スペースを開設するにあたり、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、RVパークの電気設備及び運用方法についての質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

議案第 71 号 志賀町公共下水道条例の一部を改正する条例については、下水道法施行令の改正により、引用している条項を改正するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 74 号、第 75 号 志賀町道路線の認定について（町道第 170 号高浜東部団地線及び町道第 171 号みらいとうぶ 1 号線）は、定住促進住宅地造成事業に伴い、町道認定するものであります。現場を確認し、担当課から詳細な説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 76 号 平成 26 年度志賀町水道事業会計未処理利益剰余金の処分については、地方公営企業法の規定により、未処分利益剰余金を処分する旨の説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

請願第 3 号 「平和安全法制」 2 法案に反対する意見書の提出を求める請願については、紹介議員から請願者の願意の説明を受け、採決した結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**越後敏明議長** 教育民生常任委員会委員長 久木拓栄君。

**久木拓栄教育民生常任委員会委員長** はい、議長。

教育民生常任委員会報告をいたします。今定例会において、教育民生常任委員会に付託をされました、議案 2 件、請願 1 件について、9 日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

まず、議案第 68 号 志賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、法律の一部改正に伴い、対象遺族の支給順位等を定めるため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、支給要件に対する質問等があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 69 号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例については、引用法令の名称変更及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための番

号の利用等に関する法律の施行、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴う、個人番号通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の規定を追加するため、所要の改正を行うものとの説明を受けました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、マイナンバー制度の概要及び運用等に関する質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、請願第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成費の拡充を求める意見書の提出を求める請願については、紹介議員から請願者の願意の説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、国に対して性急な対応が望まれることから、本会議で採択のうちは、当常任委員会から議会議案を提出することで決定をしておりますことを申し添えいたします。

また、今定例会の付託議案ではございませんが、志賀小学校建設工事の進捗状況を現場で確認をいたしました。委員からは、統合に伴い閉校となる校舎や備品等の維持管理について、閉校記念事業補助金及び通学の安全体制について意見や提言があり、担当課から詳細な説明を受けております。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

**越後敏明議長** 予算決算常任委員会委員長 南政夫君。

**南政夫予算決算常任委員会委員長** はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。今定例会において、予算決算常任委員会に付託された平成27年度各会計の補正予算にかかる議案8件及び平成26年度12会計の決算認定について、去る10日、14日、15日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、いずれの案件も採決の結果、全会一致をもって可決または認定すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、平成 27 年度予算の執行及びこれから取りかかる新年度予算の編成には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分に検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、行財政改革を不断に実行し、健全で計画的な財政運営を図られますよう要望しまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**越後敏明議長** 委員長報告を終わります。

---

( 質 疑 )

**越後敏明議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**越後敏明議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 討 論 )

**越後敏明議長** これより、各案件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**中谷松助議員** はい、議長。

**越後敏明議長** 1 番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 日本共産党の中谷松助です。今議会には、10 月から運用が開始されますマイナンバー制度に関して、議案第 67 号では、町として個人番号の利用や提供ができるようにするための個人情報保護条例の改正を行い、議案第 69 号では、マイナンバーカードの発行に関する手数料を定める条例改正が提案されています。私は、マイナンバー制度は、もう一度見直す必要があると考え、これらの条例改正に反対いたします。

マイナンバーは日本国内に住民票をもつ赤ちゃんからお年寄りまで全員に 12 桁の番号を付け、国が管理し、税や社会保障の手続きなどで使用する仕組みです。現在は年金や税金、住民票などの個人情報は、公的機関ごとにそれぞれ管理されていますが、マイナンバーでは、各情報を一本に結びつけることが可能になります。顔写真入りの個人番号カードを希望者に発行し、身分証明書として使えると便利さを売り込みますが、他人に見せてはならないマイナン

バーを持ち歩くことは、個人情報の保護にとってマイナスだという指摘があがっています。

先般可決されました法改正では、健康診断情報や銀行口座などとマイナンバーを結びつけることを盛り込みました。さらに個人番号カードの事実上の義務化ともとれる消費税率引き上げ時の還付に使うという財務省案が出てくるなど、マイナンバーの用途拡大への動きが進んでいます。

しかし、範囲を広げれば広げるほど情報漏れリスクは高まります。多くの国民が制度をくわしく知らず、むしろ情報漏れへの不安を広げている中、スケジュールありきで進めるのではなく、もう一度制度を見直すことが必要と考え、町民の不利益につながるおそれのある議案第 67 号と 69 号に反対いたします。

また、議案第 59 号の一般会計補正予算案に、マイナンバーの運用に関する予算が組まれておりました。この予算案に反対すべきところを私は委員会で見落として反対しませんでした。よって、議案第 59 号の採決には、棄権させていただきます。

次に、請願第 3 号について、憲法を守り、立憲主義を守り、戦争する国づくりを許さないという立場で、採択するべきとの立場で賛成討論をさせていただきます。

政府は、今日、明日中にも安保関連法案の強行採決を行おうとしています。この間の国会審議で、この法案が憲法違反であること、国民の理解をついに得られなかったこと、そして自衛隊中枢の許しがたい暴走が明らかとなりました。この戦争法案による集団的自衛権の行使は、相手国から見れば事実上の日本による先制攻撃になり、国民の命をすすんで危険にさらすとしてもないものがあります。本町出身の自衛隊員の命にもかかわるこの法案には断固反対すべきものと思います。

よってこの請願は、採択されるべきものと申し上げまして討論を終わります。ありがとうございました。

**越後敏明議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**越後敏明議長** 12 番 富澤軒康君。

**富澤軒康議員** はい、議長。

私は、町長提出議案第 67 号 志賀町個人情報保護条例の一部を改正する

条例について及び第 69 号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論をいたします。

まず、両案の主たる改正理由は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行、いわゆるマイナンバー制度に伴い、町が保有する特定個人情報の適正な取り扱い及び個人番号の通知カード、個人番号カードの再発行手数料などの規定を追加するものであります。

現在、年金や健康保険、税金、住民票、雇用保険等の番号は、所管官庁ごとでバラバラに管理される縦割り行政にあり、ひとつの情報を更新した場合、すべての情報更新が瞬時に反映されないため、データの間違いや漏えいが起こりやすいと言われております。

よって、マイナンバー制度により、これらを一元管理することで、瞬時の情報更新、また、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けることを防止し、公平で公正な社会の実現と行政手続きの簡素化による国民の利便性の向上、そして行政の効率化が図られるわけであります。すでに欧米諸国では、社会保障番号、或いは国民保険番号として導入が図られていることから、我が国においても早急な導入が望まれるものであります。

このように、公正で効率的な社会保障と税番号制度を実現するためのマイナンバー制度を前提とする、今回の条例改正は、法令の施行を前提とした当然の措置であると考えます。議員各位の良識的なご判断のもとでご賛同をお願いし、私の議案第 67 号及び第 69 号に対する賛成討論といたします。

**越後敏明議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**戸坂忠寸計議員** はい、議長。

**越後敏明議長** 15 番 戸坂忠寸計君。

**戸坂忠寸計議員** 私は、請願第 3 号「平和安全法制」2 法案に反対する意見書の提出を求める請願に反対の立場で討論をいたします。

本請願の趣旨は、集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回、そして国際平和支援法と平和安全法制整備法の制定を行わないことを政府に求める意見書の提出を求める内容であります。同法案については、大規模な反対運動が展開され、連日その模様が報道されております。しかし、いたずらに戦争法案であるとか、徴兵制が行われるとかの決めつけによって危機感が煽られ、感情的行



動によって運動が展開されているようにも見えます。もちろん、その要因として、政府側の国民への説明が十分になされていないのも否めないところであります。

法案は、現在、国会参議院での審議がヤマ場を迎え、一両日中に採決が行われるようではありますが、我が国の主権及び国家防衛上、必要な政策であると考えます。ご承知のように、近隣諸国からの脅威は年々増加し、法整備によってこれらの脅威から我が国の安全を確保することが、国民にとって重要な問題であります。また、日米防衛協力体制の信頼性、実効性を高め、強化するもので、すき間のない日本の防衛と国際貢献のためにも必要な法整備と認識しております。

集団的自衛権の限定的な行使容認については、違憲とする見識者の意見があるようですが、我々が軽々とそれを決めつけるべきものではなく、それは今後、司法の場で判断されるべきものであると思います。24年前に、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律、いわゆるPKO法案が国会に提出されたときも、革新系政党は、こぞってこの法案を、軍国主義的な法案で戦争に巻き込まれる、憲法違反だと非難し、大騒ぎしました。また、12年前のイラク特措法についてもしかりであります。しかし、現在はどうでしょうか。自衛隊派遣は当たり前ものになりつつあります。

安全で平和な住民生活を守ることは、政治の使命であります。政治の一端に身を置く我々の判断としましては、これらの法整備は必要との観点に立ち、本請願に反対の意を表するものであります。議員各位の良識な判断のもとでのご賛同をお願いし、私の本請願に対する反対討論といたします。

**越後敏明議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**越後敏明議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**越後敏明議長** ただ今、中谷議員の討論中、議案第59号に反対する旨、棄権するとの発言でございました。採決は議員の務めでありますので、討論のご発言にはご注意願います。他にありませんか。

(発言なし)

**越後敏明議長** 討論を終結します。

---

( 採 決 )

**越後敏明議長** これより採決します。

まず、町長提出 議案第 59 号 平成 27 年度志賀町一般会計補正予算 (第 2 号) について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

(午後 2 時 28 分 中谷松助議員退室)

続いて、町長提出 議案第 60 号 平成 27 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について、ないし議案第 66 号 平成 27 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算 (第 1 号) について、を一括して採決します。

(午後 2 時 28 分 中谷松助議員入室)

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 67 号 志賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

**越後敏明議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 68 号 志賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 69 号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13名)

**越後敏明議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 70 号 志賀町地域振興拠点施設条例の一部を改正する条例について、及び第 71 号 志賀町公共下水道条例の一部を改正する条例について、を一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 74 号 志賀町道路線の認定について、ないし第 76 号 平成 26 年度志賀町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 認定第1号 平成26年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第2号 平成26年度志賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし第12号 平成26年度志賀町立富来病院事業会計決算認定について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、請願第3号「平和安全法制」2法案に反対する意見書の提出を求める請願について、を採決します。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決します。

本件を、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 2名)

**越後敏明議長** 起立少数。

よって、本件は、不採択と決しました。

続いて、請願第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成費の拡充を求める意見書の提出を求める請願について、を採決します。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長報告のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本件は、採択されました。

**越後敏明議長** 久木拓栄君が発言を求めていますので、これを許可します。

**久木拓栄教育民生常任委員長** はい、議長。

ただ今の請願採択に伴いまして、この際、委員会提出議案を提出させていただきます。

(議長に議案を提出)

**越後敏明議長** ただ今、教育民生常任委員会委員長 久木拓栄君から、委員会提出 発委第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成費の拡充を求める意見書について、の提出がありました。

お諮りします。

ただ今、提出のありました 委員会提出 発委第4号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

追加日程第1 委員会提出 発委第4号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)

**越後敏明議長** 発委第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成費の拡充を求める意見書について、を議題とします。

議案を配付してください。

(事務局が議案を配付)

**越後敏明議長** 本案の提出者から、説明を求めます。

**久木拓栄教育民生常任委員長** はい、議長。

**越後敏明議長** 教育民生常任委員会委員長 久木拓栄君。

**久木拓栄教育民生常任委員長** それでは趣旨説明を行います。

先ほどの、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成費の拡充を求める意見書の提出を求める請願の採択に伴い提出をさせていただきました、発委第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成費の拡充を求める意見書について、説明をさせていただきます。

現在、我が国には、ウイルス性肝炎患者が350万人以上と推定をされ、B型及びC型肝炎患者には、国の責任において給付金支給や医療費の助成が行われているものの、助成対象となる医療がインターフェロン治療と特殊製剤治療に限られ、この助成対象から外れる重篤化した肝硬変や肝がん患者に対しては、治療費の助成がなく、重度の病態により就労困難な患者は、経済的に苦しい中での高額な医療費を負担しているのが現状であります。また、これらの患者に対する障害認定基準が実態に沿ったものにはなっていないため、その実態に応じた認定制度にする必要があります。

この病気により、毎日多くの方々が亡くなっていく現状を目の当たりにし、助成制度の確立を急ぐ必要がありますことから、その旨の意見書を、本町議会から国及び政府に対して提出していただくよう、教育民生常任委員会で決定をしました。今回提出をさせていただいたものであります。

よって、議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解のうえ、何とぞご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

**越後敏明議長** 説明を終わります。

---

( 質 疑 )

**越後敏明議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**越後敏明議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 討 論 )

**越後敏明議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**越後敏明議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**越後敏明議長** これより採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 町長追加提出 議案第77号ないし第79号及び同意第2号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

**越後敏明議長** 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第77号ないし第79号及び同意第2号を一括して議題とします。

以上の案件に対する提案理由の説明を求めます。

**小泉勝町長** 議長。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 去る9月1日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただきました工事請負契約の締結に係る議案1件、財産の取得に係る議案2件及び志賀町教育委員会委員の任命の同意案件1件について、その概要をご説明いたします。

議案第77号 工事請負契約の締結については、志賀小学校外構整備工事その1を行うにあたり、池田建設工業株式会社 代表取締役 池田政基と1億9,001万9,520円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第78号及び議案第79号については、いずれも志賀小学校の備品購入に係る財産の取得についてであります。

議案第78号 財産の取得については、志賀小学校購入備品その1として、

児童及び職員用の机と椅子を整備するにあたり、アンチ株式会社 代表取締役 安地和行から 3,412 万 8,000 円で取得するものであります。

議案第 79 号 財産の取得については、志賀小学校購入備品その 2 として、ワークスペースの収納棚や配膳室の給食運搬台車などを整備するにあたり、有限会社北市 代表取締役 北喜幸から 2,883 万 6,000 円で取得するものであります。

同意第 2 号 志賀町教育委員会委員の任命については、本年 10 月 21 日に任期満了を迎えます泉総一郎氏に代わり、新たに志賀町末吉小崎 28 番地 1 の保々稔氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

**越後敏明議長** 説明を終わります。

---

( 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 ・ 討 論 の 省 略 )

**越後敏明議長** お諮りします。

各案件については、急施事件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決しました。

---

( 採 決 )

**越後敏明議長** これより採決します。

採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第 77 号 工事請負契約の締結について「志賀小学校外構整備工事(その1)」、を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

**越後敏明議長** 起立全員。



よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 78 号 財産の取得について「志賀小学校購入備品（その 1）」、を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 15 名）

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 79 号 財産の取得について「志賀小学校購入備品（その 2）」、を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 15 名）

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、同意第 2 号 志賀町教育委員会委員の任命について、を採決します。

本件は、志賀町末吉の保々稔氏の志賀町教育委員会委員の任命に付き、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 15 名）

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本件は、同意されました。

---

#### 日程第 4 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

**越後敏明議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

( 閉 議 ・ 閉 会 )

**越後敏明議長** 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成 27 年 第 3 回 志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。

ご苦労様でございました。

(午後 2 時 49 分 閉会)

---

議 長 報 告

1 議長報告第 32 号

入札結果報告について

(平成 27 年 9 月 9 日 19 件)

2 議長報告第 33 号

閉会中の継続審査について

- ・教育民生常任委員会委員長
- ・総務産業建設常任委員会委員長
- ・予算決算常任委員会委員長
- ・議会運営委員会委員長

3 議長報告第 34 号

委員会審査報告書について

- ・教育民生常任委員会委員長
- ・総務産業建設常任委員会委員長
- ・予算決算常任委員会委員長

4 議長報告第 35 号

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 越 後 敏 明

志賀町議会議員 南 政 夫

志賀町議会議員 下 池 外巳造